

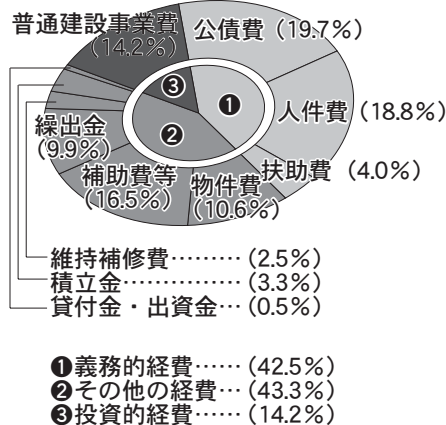
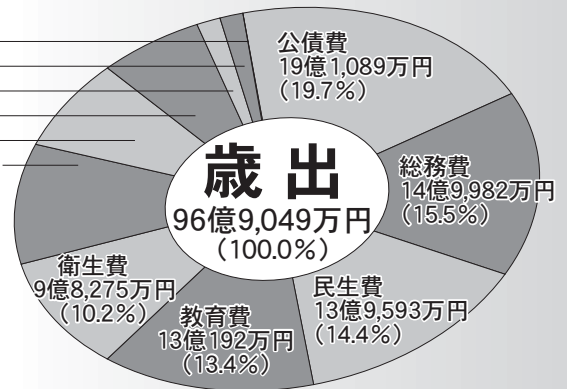
せたな



【特集】わがまちせたなの家計簿
財政非常事態宣言から1年
メタボリックシンドロームと高尿酸血症の関係について

わがまち せたなの

労働費	567万円	(0.1%)
商工費	1億2,845万円	(1.3%)
議会費	1億3,200万円	(1.4%)
消防費	6億2,016万円	(6.4%)
農林水産業費	7億4,033万円	(7.6%)
土木費	9億7,257万円	(10.0%)



■目的別歳出決算額

区 分	金 額	構成比
公債費	19億1,089万円	19.7%
総務費	14億9,982万円	15.5%
民生費	13億9,593万円	14.4%
教育費	13億1,922万円	13.4%
衛生費	9億8,275万円	10.2%
土木費	9億7,257万円	10.0%
農林水産業費	7億4,033万円	7.6%
消防費	6億2,016万円	6.4%
議会費	1億3,200万円	1.4%
商工費	1億2,845万円	1.3%
労働費	567万円	0.1%
合 計	96億9,049万円	100.0%

歳出の決算額は96億9,049万円で、目的別でみると割合が一番高いのは、借入金返済の公債費で19.7%、次いで管理的経費の高い総務費が15.5%、福祉のための民生費が14.4%となっています。

性質別では、借入金返済の公債費が19.7%、議員報酬や職員給与である人件費が18.8%、産業振興や福祉・医療などの充実のための助成金や一部事務組合（消防、衛生センター）への負担金などの補助費等が16.5%の順になっています。

こうして決算の状況をみると公債費や人件費、扶助費といった義務的経費が42.5%と高い割合を占めており、せたな町の財政状況が非常に厳しい状態であることがわかります。

このような状態では弾力的な財政運営が難しくなり投資的な事業である普通建設事業の見直しや先送りなどの措置を取らなければならない状況になってしまいます。また、その他の経費の中で特別会計への繰出金は9億5,689万円と多額です。この主なものは国民健康保険事業会計や老人保健会計、介護保険事業会計などの医療や福祉への繰出金や簡易水道・下水道など生活基盤整備のための特別会計への繰出金です。

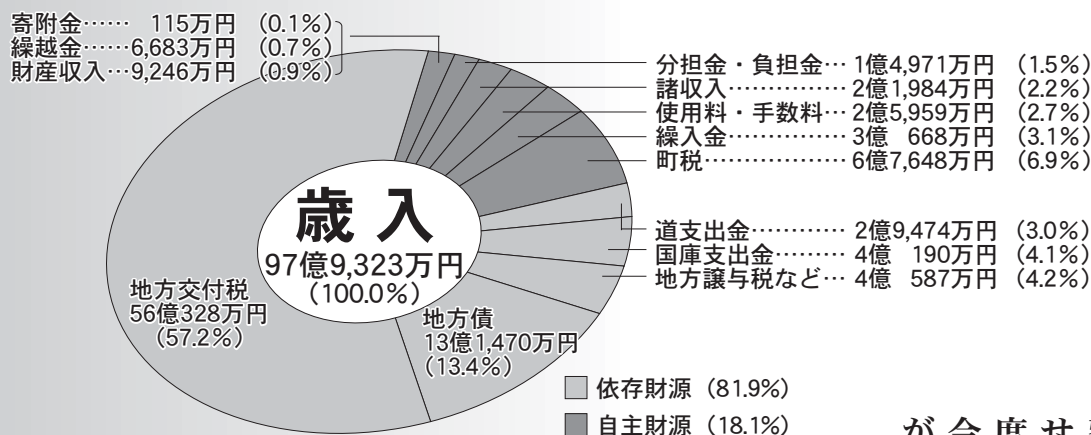
■性質別歳出決算額

区 分	金 額	構成比
義務的経費	41億2,203万円	42.5%
公債費	19億1,083万円	19.7%
人件費	18億2,647万円	18.8%
扶助費	3億8,473万円	4.0%
その他の経費	41億9,205万円	43.3%
物件費	10億2,934万円	10.6%
補助費等	15億9,631万円	16.5%
繰出金	9億5,689万円	9.9%
維持補修費	2億4,095万円	2.5%
積立金	3億1,570万円	3.3%
貸付金・出資金	5,286万円	0.5%
投資的経費	13億7,641万円	14.2%
普通建設事業費	13億7,641万円	14.2%
合 計	96億9,049万円	100.0%

■主な事業（特別会計含む）

普通建設事業費は、投資的経費とも呼ばれ将来にわたって利用される道路や公共施設を整備した経費です。平成18年度に行った事業のうち主なものは次のとおりです。

事業名	地区	事業費		
			うち町債	うち一般財源
①北檜山小学校改築事業	北檜山区	5億4,472万円	2億1,800万円	1億6,918万円
②公共下水道事業	北檜山区	7,125万円	2,760万円	1,295万円
③瀬棚港修築事業	瀬棚区	1億1,935万円	1億1,930万円	5万円
④特定環境保全公共下水道事業	瀬棚区	9,620万円	4,040万円	1,101万円
⑤長磯・太田漁港整備事業	大成区	632万円	620万円	12万円
⑥特定環境保全公共下水道事業	大成区	1億866万円	4,960万円	1,206万円



■歳入決算額

区 分	金 額	構成比
依存財源	80億2,049万円	81.9%
地方交付税	56億 328万円	57.2%
地方債	13億1,470万円	13.4%
地方譲与税など	4億 587万円	4.2%
国庫支出金	4億 190万円	4.1%
道支出金	2億9,474万円	3.0%
自主財源	17億7,274万円	18.1%
町税	6億7,648万円	6.9%
繰入金	3億 668万円	3.1%
使用料・手数料	2億5,959万円	2.7%
諸収入	2億1,984万円	2.2%
分担金・負担金	1億4,971万円	1.5%
財産収入	9,246万円	0.9%
繰越金	6,683万円	0.7%
寄附金	115万円	0.1%
合 計	97億9,323万円	100.0%

歳入の決算額は97億9,323万円で、そのうち61.4%を国などから交付される地方交付税と地方譲与税等が占めています。これに国・道支出金、町債などを含めた依存財源は、歳入全体の81.9%と高い割合になっています。これに対し、町の自主財源は、みなさんが納めている町税（町民税・固定資産税・軽自動車税など）や施設の使用料などで18.1%にとどまっています。このように、せたな町は、国や道などから来る財源に大きく依存している財政状況であることがわかります。

■平成18年度会計別収支決算額

会 計 名	収入額	支出額	差引額
普通会計	97億9,323万円	96億9,049万円	1億 274万円
特別会計	56億 100万円	54億2,970万円	1億7,130万円
国民健康保険事業	15億9,516万円	15億7,158万円	2,358万円
老人保健	20億 448万円	19億6,533万円	3,915万円
介護保険事業	8億6,484万円	7億9,415万円	7,069万円
介護サービス事業	9,370万円	9,349万円	21万円
簡易水道事業	2億7,752万円	2億7,014万円	738万円
公共下水道事業	6億8,072万円	6億7,632万円	440万円
漁業集落排水事業	635万円	576万円	59万円
風力発電事業	6,643万円	4,113万円	2,530万円
港湾整備事業	1,180万円	1,180万円	0万円
病院会計	収益的収支 13億8,581万円	14億8,691万円	△1億 110万円
資本的収支	6,290万円	7,068万円	△778万円

※総務省が毎年調査する地方財政状況調査及び地方公営企業決算状況調査による決算額

家計簿！

特集

みなさんのご家庭でも家計簿をつけたり、何にどれだけの経費がかかっているかをみるかと思えます。せたな町でもこのほど『まちの家計簿』ともいえる平成18年度各会計決算がまとまりました。今月号では決算の概要と、昨年の財政非常事態宣言から1年が経過し、財政状況がどう変わったかをお知らせします。

【用語解説】

依存財源／国や道の意思により定められた額を交付、割り当てられる収入

自主財源／町が自ら徴収または収納できる収入

目的別歳出決算額／民生費、教育費などのように、行政目的ごとの経費
性質別歳出決算額／人件費、維持補修費などのように、経済的性質ごとの経費

の財政を えてみると

てはめてみます。
使い道も規模も違うため、単純に比べられ
普通会計の平成18年度決算約98億円を年間

■町民1人当たりの歳出

区 分	金 額	構成比
公債費	17万9,258円	19.7%
総務費	14万 696円	15.5%
民生費	13万 950円	14.4%
教育費	12万2,131円	13.4%
衛生費	9万2,190円	10.2%
土木費	9万1,235円	10.0%
農林水産業費	6万9,449円	7.6%
消防費	5万8,176円	6.4%
議会費	1万2,383円	1.4%
商工費	1万2,050円	1.3%
労働費	532円	0.1%
合 計	90万9,050円	100.0%

支 出

生活費
259万円

光熱水費などはず
いぶん節約したけ
ど、借金返済の割合
はまだまだ高いん
だね。



そうなんだよ。
家族で稼いだお金（町税や使用料・手
数料など）より生活費の方がかなり多
いんだよ。それに親からの仕送り（国
からの地方交付税、補助金など）は給
料・パート収入よりもはるかに多い
し、借金（町債）や預金取り崩しをし
ないと生活できない状態なんだよ。

食費 職員の給料、手当などの人件費	93万円 18.6% (103万円) (18.5%)
家族の医療費 医療助成費、障がいのある方への支援などの扶助費	20万円 4.0% (21万円) (3.8%)
光熱水費など雑費 消耗品費や光熱水費などの物件費、補助金 や負担金などの補助費	134万円 26.8% (183万円) (32.8%)
車や家具の修理代 公共施設の維持補修費	12万円 2.4% (13万円) (2.3%)
子どもたちへの仕送り 国民健康保険や簡易水道、公共下水道、介護保険 など他会計への繰出金	49万円 9.8% (48万円) (8.6%)
借金の返済 町債の返済費用（公債費）	98万円 19.6% (106万円) (19.0%)
家の増改築費 道路や河川の整備、公営住宅建設などの公共事業費	70万円 14.0% (73万円) (13.1%)
貯金 基金への積立金	16万円 3.2% (1万円) (0.1%)
雑費	8万円 1.6% (10万円) (1.8%)
合 計	500万円 100% (558万円) (100%)

■町民1人当たりの歳入

区 分	金 額	構成比
依存財源	75万2,391円	81.9%
地方交付税	52万5,636円	57.2%
地方債	12万3,330円	13.4%
地方譲与税など	3万8,074円	4.2%
国庫支出金	3万7,702円	4.1%
道支出金	2万7,649円	3.0%
自主財源	16万6,299円	18.1%
町税	6万3,460円	6.9%
繰入金	2万8,769円	3.1%
使用料・手数料	2万4,352円	2.7%
諸収入	2万 623円	2.2%
分担金・負担金	1万4,044円	1.5%
財産収入	8,674円	0.9%
繰越金	6,269円	0.7%
寄附金	108円	0.1%
合 計	91万8,690円	100.0%

せたな町 家計にたと

せたな町の財政を家庭の家計簿にあ
家庭の家計と町の財政では、お金の
ないところもありますが、せたな町の
500万円の家計に例えてみます。

あれっ！？

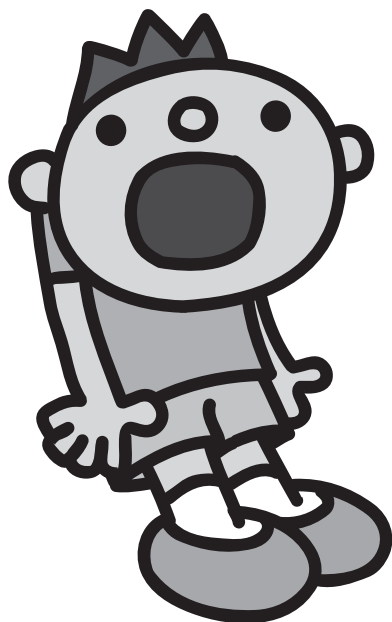
家族で稼いだお金より
生活費の方がかなり多
いんだね！
それに親からの仕送り
もすごいんだね！

家族で
稼いだお金
72万円

収 入

給料 町税（町民税・固定資産税・軽自動車 税など）	35万円 7.0% (34万円) (6.1%)
パート収入 施設の使用料や手数料、財産収入など	37万円 7.4% (41万円) (7.4%)
親からの仕送り 国からの地方交付税、地方譲与税、補 助金など	342万円 68.4% (364万円) (65.2%)
預金取り崩し 基金からの繰入金	16万円 3.2% (27万円) (4.8%)
前年からの繰り越し 前年度繰越金	3万円 0.6% (3万円) (0.5%)
借金 町債（公共施設を整備する際、国や銀 行などから複数年にわたって借りるお 金）	67万円 13.4% (89万円) (16.0%)
合 計	500万円 100% (558万円) (100%)

※下段（ ）書きは、平成18年度決算額を年間500万円に例えた
場合を基準とした平成17年度の数値です。

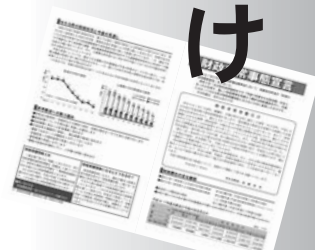




執務スペースを掃除する職員

財政非常事態宣言から1年

財政の健全化に向けて取り組んでいます



財政非常
事態宣言
から1年

1

財政健全化への取り組み

昨年7月31日の「財政非常事態宣言」から1年が経過しました。町では、事務事業の見直しや人件費の削減、組織機構の再編などを行い平成19年度予算に反映させています。財政の健全化に向けた取り組みと、せたな町の財政状況がこの1年でどのように変わったかをご紹介します。

1 事務事業の見直し	●事務事業359件の見直し 約1.3億円削減(主なもの) ・庁舎清掃管理業務委託の見直し 1,600万円削減 ・大成保育所給食業務の民間業者委託 270万円削減 ・北檜山中学校グラウンド等芝生管理業務委託の見直し 210万円削減 ・瀬棚小中学校管理業務委託の見直し 400万円削減 ・学校給食センター配送業務委託の見直し 360万円削減 ・病院施設管理運営業務委託等の見直し 4,100万円削減
2 人件費の削減	●特別職給与・期末手当、職員人件費の独自削減 約1.5億円削減 ●退職者不補充による人件費の削減 約1.4億円削減 ●議員報酬、各種行政委員報酬の削減 6,200万円削減(議員定数22人含む)
3 職員定数の削減	●前年度比で職員17人(退職23人、採用6人)を削減
4 組織機構の見直し	●各総合支所を5課から3課に再編整備し組織をスリム化 ●系の統廃合による事務の効率化 ●学校給食センターの再編(平成20年度、北檜山学校給食センターに統合)
5 公債費の抑制	●町債借入額をその年度の返済額以下に抑えることで、将来の借金残高を減らす(平成18年度末残高 207.2億円→平成24年度末残高見込み 150.7億円 57億円減)
6 合併特例債の活用	●地域振興基金の積立(将来の財政運営のために合併から10年間の期間で総額15億円を合併特例債を活用し積み立てするもの) ●北部松山衛生センターごみ最終処分地整備事業のせたな町負担分を合併特例債を活用し実施する 約1.3億円軽減(従来どおりに一般廃棄物処理事業債を借った場合と合併特例債を借った場合のせたな町が実質負担する自己資金の比較)
7 経常経費の節減	●事務的経費や公共施設の光熱水費などの節減
8 歳入の確保	●渡島・檜山地方税滞納整理機構への加入による町税及び国税未納金の収納強化

財政非常
事態宣言
から1年

2

まちの貯金

基金名	基金の目的	平成17年度	平成18年度	増減
財政調整基金	財源がない時に弾力的に取り崩すための基金	3億8,836万円	3億3,768万円	△5,068万円
減債基金	借金の返済のための基金	1億1,932万円	9,342万円	△2,590万円
社会福祉基金	社会福祉の振興事業に役立てるための基金	1億1,190万円 (うち4,000万円)	9,202万円 (うち3,000万円)	△1,988万円
奨学資金貸付基金	奨学資金として貸付するための基金	9,336万円	9,598万円	262万円
土地開発基金	公共用の土地を取得するための基金(現金のみ)	9,239万円	9,247万円	8万円
災害復興基金	被災者への災害救助等に使うための基金	9,358万円	9,159万円	△199万円
水産業振興基金	水産業の振興事業に役立てるための基金	865万円	694万円	△171万円
担い手育成基金	まちづくりのための担い手育成事業に役立てるための基金	4,866万円	3,972万円	△894万円
生活交通確保対策基金	生活に必要なバス路線運行に役立てるための基金	3億6,247万円 (うち8,000万円)	3億2,902万円 (うち1億3,500万円)	△3,345万円
港湾整備基金	瀬棚港改修事業等の整備のための基金	323万円	323万円	0万円
畜産振興基金	畜産業の振興事業に役立てるための基金	168万円	168万円	0万円
スポーツと文化振興基金	スポーツと文化の振興事業に役立てるための基金	3,312万円	2,910万円	△402万円
地域振興基金	地域振興に役立てるための基金	—	3億10万円	3億10万円
備荒資金組合積立金	災害に伴う費用に充てるための積立金	2億8,100万円	1億8,405万円	△9,695万円
合計		16億3,772万円 (1億2,000万円)	16億9,700万円 (1億6,500万円)	5,928万円

※下段()書きは、基金から一般会計に長期貸付けしている金額です。

※地域振興基金は合併特例債を活用し積み立てたものです。

3

まちの借金

●まちの借金（町債）は、使う人みんなで費用を分担する仕組み

町債は、道路や学校、下水道など長い年月使用する施設を整備する場合などに借り入れしています。これら公共施設の整備費用は、その年の町民だけがすべて負担するのではなく、「分割払い」にして、将来利用する町民にも公平に負担してもらおうというものです。

会 計 名	平成17年度	平成18年度	増 減
一般会計	158億9,568万円	156億4,160万円	△2億5,408万円
公共下水道事業特別会計	35億4,369万円	34億1,456万円	△1億2,913万円
簡易水道事業特別会計	10億1,906万円	9億6,495万円	△5,411万円
風力発電事業特別会計	3億8,020万円	3億8,020万円	0万円
国民健康保険病院事業会計	3億2,591万円	2億7,779万円	△4,812万円
水産種苗育成センター事業特別会計	3,261万円	2,978万円	△283万円
漁業集落排水事業特別会計	1,545万円	1,373万円	△172万円
営農用水道等事業特別会計	80万円	80万円	0万円
合 計	212億1,340万円	207億2,341万円	△4億8,999万円

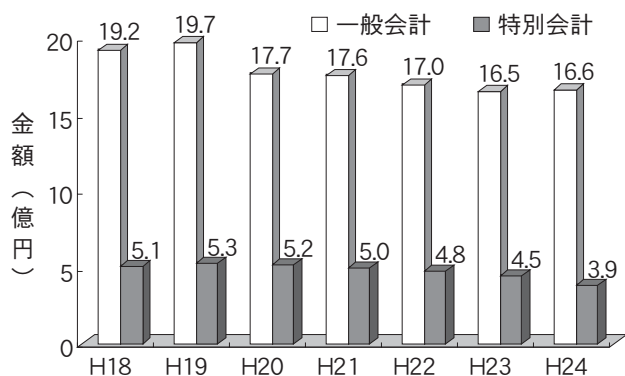
町民1人当たりの まちの借金は

194万円

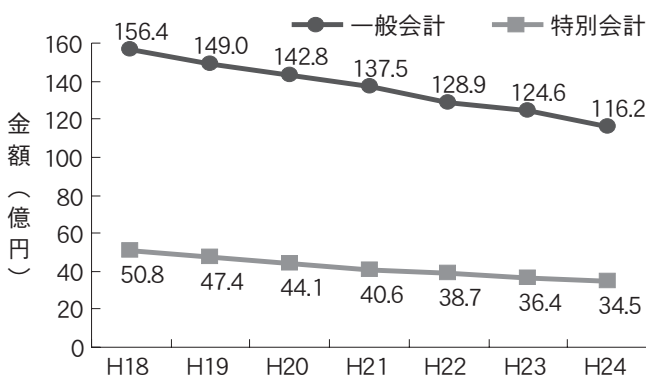
対前年比△3万円

（町債残高合計を平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口10,660人で除した額）

■借金返済額の推移



■借金残高の推移



一般会計、特別会計ともに借金返済額は平成19年度をピークに20年度からは毎年減少傾向にあります。借金残高も年々減少し、平成18年度末と24年度末を比べると、一般会計が約40億円、特別会計が約16億円それぞれ減少する見込みです。今後においても、財政負担となる新たな借り入れ（借金）を抑制し、借金残高が増えないように努めていきます。

4

今後の収支見通し

平成20年度以降は基金からの借入金や人件費の独自削減などの特別な措置をとらない場合

（単位：千円）

区 分	平成17年度 決 算	平成18年度 決 算	収 支 見 込 み				
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳 入	10,926,166	9,793,233	9,265,624	8,700,068	8,622,850	8,021,838	7,611,307
歳 出	10,770,283	9,690,490	9,230,119	8,946,411	8,951,198	8,330,361	7,997,238
歳入歳出差引額	155,883	102,743	35,505	△246,343	△328,348	△308,523	△385,931

平成18年度の財政状況は、歳入では国の三位一体改革により地方交付税が前年度比約3億4千万円減、国・道支出金が約1億1千万円減となったのに加え、長引く景気低迷の影響で町税収入も伸びず依然厳しい状況にあり、財源不足を生じた分は町の貯金である「財政調整基金」や「目的基金」を取り崩して財源に充てています。一方、歳出では人件費で約2億円、扶助費で約2千万円、公債費で約1億5千万円が前年度に比べそれぞれ減少しましたが、国民健康保険事業会計や下水道事業会計など特別会計への繰出金が増えました。

今後の見通しについては、歳出では公債費の元利償還が平成19年度をピークに減少傾向となること

や、人件費においては退職者の不補充により削減が見込まれるものの、歳入では景気回復がすぐに望めないため町税の大幅な伸びは見込めず、加えて地方交付税や国庫支出金はさらに減少が予想されるため、ここ数年は厳しい状態が続きます。

平成19年度予算では、歳入で基金からの借入金2億4,800万円を、歳出では人件費の独自削減などの特別な対策を予算に反映させていますが、それらを20年度以降反映させない場合は毎年、不足額が生じ大幅な赤字となることが見込まれます。この赤字額が約12億円（標準財政規模の20%）になるとせとな町は財政再建団体となってしまいます。

平成20年
4月から

老人保健が変わります！

後期高齢者医療制度へ

現在の老人保健制度が廃止され、対象者はこれまでの国民健康保険や被用者保険から脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入することになります。

Q 対象となる人は？

75歳以上（一定障害のある65歳以上）の方全員です。

Q 「子どもの社会保険等の扶養になっていますが？」・・・

共済保険、健保組合等の被扶養者も後期高齢者医療制度へ加入します。

Q 「保険証は？」・・・

後期高齢者医療制度の保険証が一人に一枚交付されます。

Q 「保険料は？」・・・

所得などによって決められた保険料を全員が納めることになります。また、所得に応じて被保険者均等割額が軽減されることになります。

Q 「医療費・介護費が高額になってしまいました？」・・・

医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料が合算できるようになります。それぞれの限度額を適用後、合算して高額になったときは限度額を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

●高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額／予定）

後期高齢者医療制度＋介護保険		
一 般		56万円
現役並み所得者		67万円
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

■問い合わせ先／・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
・本庁市民児童課国保医療係〔担当/丹羽,沼口〕 ☎ 0137-84-5111
・瀬棚総合支所保健福祉課国保医療係〔担当/高木〕 ☎ 0137-87-3311
・大成総合支所市民福祉課国保医療係〔担当/栗谷〕 ☎ 01398-4-5511

ご存知ですか？ 裁判員制度

函館地方検察庁では、職員を派遣して、裁判員制度についての説明会を開催しています。町内会、職場研修などの機会に、詳しい話を聞いてみてはいかがでしょうか。

Q.裁判員になることを辞退することはできるの？

A. 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は申し出をして、裁判所からそのような事由があると認められれば、辞退することができます。

- 1 70歳以上の人
- 2 会期中の地方議会議員
- 3 学生・生徒
- 4 過去5年以内に裁判員・検察審査員を務めたことのある人
- 5 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- 6 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

〔やむを得ない理由とは〕

- 重い病気・けが ● 同居の親族の介護・養育
- 事業に著しい損害が生じるおそれ ● 父母の葬儀など

裁判員等の出頭義務等

裁判員候補者及び
裁判員(補充裁判員)
は裁判所の呼出しに応じ、
出頭しなければならない。

正当な理由なく出頭しなかったときは・・・

10万円以下の
過料

聞いちゃおう！話しちゃおう！わかっちゃおう！

裁判員制度フォーラムinやくも

●日時／11月8日（木）午後6時～午後8時

●場所／八雲町総合保健福祉施設
「シルバープラザ」

平成21年5月までに「裁判員制度」が始まります。裁判官と一緒に、国民の皆さんが参加する制度について理解を深めてみませんか？

■申込み・問い合わせ先
函館地方裁判所
事務局総務課庶務係
☎ 0138-42-2151
(内線558)



■問い合わせ先 函館地方検察庁企画調査課 [担当/塚田] ☎ 0138-41-1234



せたな警察署 からのお知らせ

最近、はがき・封書で法律相談所と併記して架空請求する詐欺の手口がふえています。送られてきた場合には、警察署に相談してください。

●アドバイス

- ①相手に連絡しない
- ②安易に個人情報を教えない
- ③要求されても現金を振り込まない
- ④裁判を起こされたら放置しない

せたな警察署協議会 をご存知ですか

せたな警察署協議会は、せたな警察署長が、警察署の業務運営に地域住民の意見を反映させるため、住民等の代表者の意見を聴く機関です。せたな警察署管内では、次のとおり5名の方が協議会委員として活躍されています。

●せたな警察署協議会委員

- ・原田 貞勝さん（北檜山）会長
- ・岩田 勇さん（瀬棚）副会長
- ・佐野 敏一さん（大成）
- ・山崎ヒロ子さん（北檜山）
- ・栗城 敏雄さん（今金）

●委員の任期

平成19年6月1日から2年の任期で、北海道公安委員会が委嘱しています。

●警察署協議会の概要

警察署協議会は、警察法を根拠として平成13年から全国の警察署に設置されました。せたな警察署協議会では、定期的開催される会議において、せたな警察署の業務運営等に対する意見、地域住民の方々の要望を踏まえた提言（交通問題・少年非行問題等）を行っています。住民の皆さんの警察に対する意見・要望につきましては、委員の方を通じてお寄せください。

問い合わせ先

せたな警察署 ☎0137-84-6110

■固定資産税について ～お知らせとお願い～

固定資産税は、1月1日現在において所有している土地、家屋等に課税されます。

- 課税されている土地・家屋が記載されている課税明細書をご確認ください。
- 家屋を取り壊したり、新築・増築した場合、役場への届け出が必要です。
- サイロは、家屋として取り扱うため課税されますが、遊休サイロについては、地上から2mまでの高さの取り出し口をコンクリートで塞ぎ利用できない状態にした場合、家屋として取り扱わないこととしたため、課税対象としません。

■問い合わせ先

- ・本庁税務課 ☎0137-84-5111
- ・瀬棚総合支所総務税務課税務係 ☎0137-87-3311
- ・大成総合支所総務税務課税務係 ☎01398-4-5511

■大規模な土地取引には届出が必要です

一定面積以上の大規模な土地取引をしたときは契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市・区役所・町村役場への届出が必要となります。

詳しくは政策調整課まちづくり推進係へお問い合わせ下さい。

■届出が必要な土地取引の規模（面積要件）

- ①市街化区域..... 2,000㎡以上
- ②市街化区域を除く都市計画区域..... 5,000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域..... 10,000㎡以上

■問い合わせ先

- ・本庁政策調整課まちづくり推進係 ☎0137-84-5111

■季節労働者の通年雇用化を促進します

10月1日より渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会（八雲、長万部、せたな、今金の各町及び関係団体）が設置され、国の通年雇用促進事業を受託実施します。協議会には雇用促進支援員を配置し、支援事業の実施や各町・団体との連絡調整を行い、円滑な事業推進を進めます。主な事業計画は次のとおりです。

- ・事業主向け雇用支援セミナー（各町12月頃を予定）
- ・季節労働者向けセミナー（各町1～2月に予定）
- ・支援員による求人開拓
- ・雇用相談窓口の開設（各町相談日を設けます）
- ・その他雇用促進の支援事業

日程等の詳細については随時、チラシや広報等でお知らせします。

■問い合わせ先

- 本庁産業振興課商工労働観光係 ☎0137-84-5111

「守ろう！確かめよう！この最低賃金」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用される北海道（地域別）最低賃金が次のとおり改正されました。

- 最低賃金額／時間額 **654円**
 - 効力発生日／平成19年10月19日
- 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

